「田沼意次失脚に関する文書を読む」解説

講師：埼玉県立文書館　大橋　毅顕

はじめに

・田沼意次のイメージ　　→　賄賂政治、株仲間公認、蝦夷地開発

1　足立家文書について

総点数 1,304 点の文書群。足立家は、貞享 2 年（1685）から金町松戸関所番、寛政 12 年（1800）から房川渡中田栗橋関所の関所番士を勤めた家である。足立家は明治 2 年（1869）に栗橋関所が廃止されるまでの約 70 年間、関所番士を勤めた。

2　田沼意次について

紀州藩士出身の旗本田沼意行の子として江戸に生まれる。16 歳で将軍の世継家重の小姓となり、江戸城西丸に入る。家重が 9 代将軍に就任すると、自身も本丸に移り、小姓組番頭格、小姓組番頭、御側衆と出世を重ね、宝暦 8 年（1758）には遠江国相良藩（静岡県）で 1 万石の大名になる。10 代将軍家治も意次に対する信任が厚く、側用人、老中格を経て、安永元年（1772）には 5 万 7000 石まで加増され、老中に登り詰めた。しかし、天明 6 年（1786）に将軍家治が死去し、意次は老中を辞職した。

表1　田沼意次年表　（※丸で囲んだ月は閏月を表す）

和暦	西暦	月	日	内容	年齢	石高
享保4	1719	1		田沼意行の嫡男意次生まれる。	1	—
享保19	1734	3	13	将軍世子徳川家重の小姓となる。	16	—
享保20	1735	3	4	父意行の遺跡を継ぎ、600石を賜う。	17	600
元文2	1737	12	16	従五位下主殿頭に叙任。	19	600
元文4	1739	9	15	御小姓組番頭格となる。	21	600
寛延1	1748	⑩	1	御小姓組番頭、上総国武射ほか1400石賜う。	30	2,000
宝暦1	1751	7	18	御側衆（御用取次）を拝命する。	33	2,000
宝暦5	1755	9	19	下総国香取、相模国大住、愛甲、足柄四郡のうち3000石加増。	37	5,000
宝暦8	1758	9	3	遠江国榛原郡のうち5000石加増。大名となる。	40	10,000
宝暦12	1762	2	15	遠江国榛原・城東二郡のうち5000石加増。	44	15,000
明和4	1767	7	1	側用人拝命。従四位下叙位。相良城築城許可。	49	20,000
明和6	1769	8	18	榛原・城東二郡のうち5000石加増。侍従となり、老中に準じる。	51	25,000
安永1	1772	1	15	老中就任（兼側用人）。三河国額田、宝飯、渥美三郡のうち5000石加増。	54	30,000
安永6	1777	4	21	遠江国榛原、駿河国志太、益津三郡のうち7000石加増。	59	37,000
天明1	1781	7	15	和泉国日根郡のうち1万石加増。	63	47,000
天明5	1785	1	29	河内国河内、若江、三河国宝飯、遠江国榛原、城東五郡のうち1万石加増。	67	57,000
天明6	1786	8	27	病気を理由に老中を辞職、雁間に詰める。	68	57,000
天明6	1786	⑩	5	和泉国、河内国、三河国、遠江国のうち2万石没収。大坂蔵屋敷没収。	68	37,000
天明7	1787	10	2	不正を咎められ、駿河国、遠江国、三河国のうち2万7000石没収、蟄居を命じられる。	69	10,000
天明8	1788	7	24	意次、江戸で死去。	70	10,000

3　田沼時代について

田沼意次が評定所に出るようになった宝暦 8 年（1758）から老中を失脚する天明 6 年（1786）までの約 30 年間は「田沼時代」と呼ばれる。

（1）田沼意次・意知親子が幕政の実権（側用人・老中・若年寄）を握った。
　→田沼一族を幕府の要職に就かせる。譜代大名や旗本などと縁組（養子も含め）をして勢力を拡大させた。閨閥政治［けいばつせいじ］。
（2）緊縮財政策を捨て、商人（商業資本）に株仲間を結成させ、営業特権を与えた商人に運上・冥加金を上納させた。
（3）俵物輸出・印旛沼干拓・蝦夷地開発・銅座設置・米切手改印・南鐐二朱銀発行など、重商主義的で積極的な殖産専売政策を行った。
（4）賄賂政治が横行し非難された。
（5）大火・大噴火・飢饉で政情不安が高まった。
（6）百姓一揆や打ちこわしが激発した。

図1　田沼意次関係図

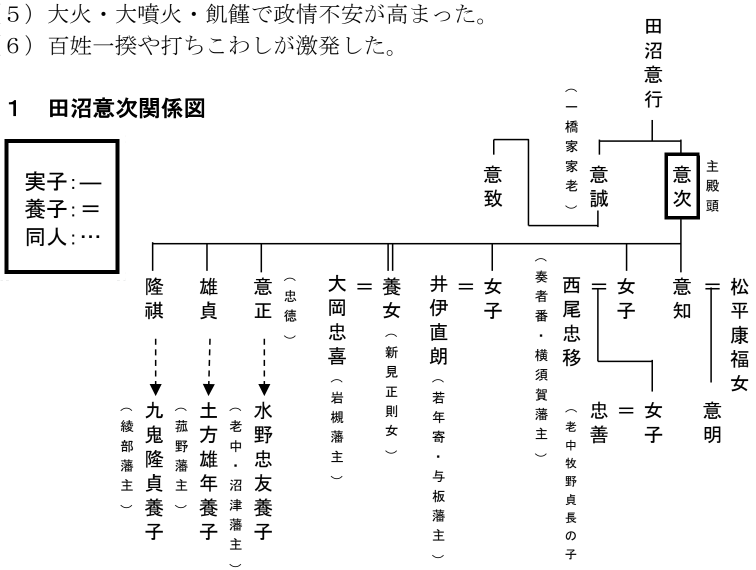

（注）『新訂寛政重修諸家譜』第 2 巻（続群書類従完成会、1964 年）、『藩史大事典』第 4 巻、中部編Ⅱ（雄山閣、1989 年）より作成。

天明 6 年 8 月 25 日に将軍家治が死去した。その公表に先立ち、水野忠友は養子忠徳（意次四男で後の田沼意正）を離縁して田沼家へ帰すと同時にこのことを他家に公表した。すると、老中松平康福、若年寄井伊直朗、奏者番西尾忠移はいずれも田沼家と離縁義絶した。大老井伊直幸以下、その数は大名・旗本 53 名に及んだと言われる。また、田沼意次の失脚は、三段階をたどっている。

（1）天明 6 年（1786）8 月 27 日の老中辞職
（2）同年閏 10 月 5 日の 2 万石と大坂蔵屋敷を没収された処罰
（3）天明 7 年 10 月 2 日の 2 万 7000 石の没収と隠居の処罰

４　語句解説

田沼主殿頭［とのものかみ］：田沼意次
田沼能登守：田沼意致［おきむね］。田沼意次の弟意誠［おきのぶ］の子。
竜　助：田沼意明［おきあき］。田沼意次の孫。父は、江戸城内で旗本佐野政言に斬り付けられ、その傷がもとで死亡した若年寄田沼意知。天明４年（1784）に家督相続を認められ陸奥国信夫郡、越後国頸城郡のうち１万石を与えられた。
松浦和泉守：松浦信桯［のぶきよ］。天明７年から大目付。
備後守：牧野貞長。天明４年から老中。常陸国笠間藩主８万石。
越中守：松平定信。天明７年から老中。白河藩主 11 万石。寛政の改革を進める。
相良城：田沼意次により、明和６年（1769）から築城が開始され、大手門・櫓・本丸などを順次完成させていったが、意次の老中辞職により、天明７年に城地は没収され、松平定信の命により城は完全に破壊された。
下屋鋪：木挽町（東京都中央区）に所在。
黒書院：幕府の公式の儀式に使われる部屋。
溜之間：大名に与えられた最高の殿席（江戸城に登城した際の伺候席）。代々溜間詰は彦根藩井伊家、会津藩松平家、高松藩松平家の他、一代限りの家もあった。
畢而（おわって）：終わること。
不埒（ふらち）　：道理に外れていて、非難されるべきこと。よろしくないこと。
宥恕（ゆうじょ）：寛大な心で許すこと。
先々代：９代将軍徳川家重。田沼意次は家重によって取り立てられた。
先代：10 代将軍徳川家治。意次は家治にも信任を受け、側用人・老中と出世をした。

５　古文書の内容要約

資料３「田沼主殿頭江被　仰渡御書并不正之ケ條書写」（足立家文書 No.133）

天明７年 10 月２日、江戸城内において以下のとおり田沼意次へ言い渡す。田沼意致が代理として処分内容を聞く。

田沼意次は在職中に不正を働いていたため、将軍家斉の知るところになり、非難されるべきであるというお考えを示された。このため、相良城は没収とする。嫡孫の竜助に新規１万石を与える。意次は下屋敷で蟄居とする。このことについて、言い渡す旨を黒書院溜間において老中牧野貞長が書付をもって言い渡した。

言い渡しが終わると、書付３通を大目付の松浦信桯に渡すように命じて、木挽町の田沼家下屋敷へ持参させた。意次は大病のため取り乱したが、すぐに面礼の上、書付の内容を申し渡した。意次は応じる意向であり、病身ではあるが見届役を遣わした。この件を承知して、田沼意致と一緒に参上するように命じられた。

この件で、松平定信が出席し、牧野貞長はすぐに大目付の松浦信桯と名代の田沼意致へ言い渡して同日退出した。すぐに、木挽町の田沼家屋敷において田沼意次へ上意の書付をもって、大目付の松浦が申し渡した。

【処分内容】

- 所領２万 7000 石と相良城を没収する。→　後に破却される。
- 意次は隠居して、下屋敷で蟄居・謹慎とする。　→　翌年に死去する。
- 嫡孫の竜助に新規に１万石を与える。→　大名家としての存続は許された。

６　随筆や狂歌、黄表紙に書かれる田沼家

- 「長崎奉行は二千両、御目付は千両という賄賂の相場立ちしと申す位なり」（「五月雨草紙」）
- 「三千余畳もある部屋があり、そこには、つけとどけをする大入りの人のあつまりで、ただただ恐れ入った」（松浦静山「甲子夜話」）
- 「田や沼や汚れた御世を改めて清らに住める白河の水」
- 「白河の清きに魚も棲みかねて元の田沼の濁り恋しき」

※松平定信の台頭により意次は失脚し、田沼政治は否定された。

黄表紙「時代世話二挺鼓」（じだいせわにちょうつづみ）

（出典）「時代世話二挺鼓」国立国会図書館デジタルライブラリー

戯作者である山東京伝の作品で、天明８年（1788）発刊。天明４年３月 24 日、江戸城内で若年寄田沼意知が旗本佐野政言に私怨から殺害された事件を風刺した黄表紙。神田橋の田沼家上屋敷と神田明神（祭神将門）、田沼の家紋「七曜星」と首から飛び出す七つの心、などで意知を平将門に、佐野政言を将門を討った藤原秀郷に擬している。意知の死で勢力を弱めた意次は、２年後の将軍家治の死とともに失脚した。

〇参考文献

山田忠雄「田沼意次の失脚と天明末年の政治状況」（『史学』43 号、1970 年）
大石慎三郎『田沼意次の時代』（岩波書店、1991 年）
深谷克己『田沼意次』（山川出版社、2010 年）
藤田覚『日本近世の歴史４　田沼時代』（吉川弘文館、2012 年）